

国民健康保険課からのお知らせ



平成28年度国民健康保険税の納期限

1期	平成28年7月31日
2期	平成28年8月31日
3期	平成28年9月30日
4期	平成28年10月31日
5期	平成28年11月30日
6期	平成28年12月31日※
7期	平成29年1月31日
8期	平成29年2月28日

平成28年度の国民健康保険税の納付が7月から 始まります。

平成28年度の国民健康保険税納税通知書を7月上旬にお送りします。

最寄りの金融機関やコンビニ、うるま市役所国民健康保険課窓口で納めてください。

※口座振替の場合は平成28年12月26日が第6期の振替日です。

国民健康保険税の納付は口座振替がおすすめです。

口座振替にすると納め忘れの心配がありません。また、一度手続きをすれば翌年度からも自動的に継続されます。

【手続き方法】預金通帳、通帳届出印、国民健康保険税の納付書を持参し国民健康保険課窓口、または金融機関窓口で手続きをしてください。

どうしても納付が困難なときは・・・

そのままにせずお早めに国民健康保険課窓口までご相談ください。分割納付のご相談や、申請によって受けられる減免制度等があります。

【申請により受けられる制度】

①減免制度

失業や営業不振、病気や災害等により著しく所得が減少した場合、所得割が減免される制度があります。 該当すると思われる方は2月末日までに申請してください。

②非自発的失業者にかかる軽減措置

会社の倒産や解雇・雇止め等により失業し、雇用保険を受給している方について、国民健康保険税を軽減する制度があります。雇用保険受給者証をご持参の上、申請してください。

所得の申告について

国民健康保険税では申告等に基づき所得の判定を行っています。申告等がない場合適切な課税がされないばかりでなく、軽減・減免等を受けることができません。また高額療養費支給の際、上位所得者(所得の多い世帯)とみなされるため、払い戻しが受けられないことがあります。申告がまだお済みでない方はお早めに市民税課等でお手続きください。

平成28年度国民健康保険税の課税限度額改正について

平成28年度より地方税法等の改正に伴って、国民健康保険税の課税限度額が下記のように改正されます。 詳しくは国民健康保険課ホームページをご覧になるか国民健康保険課までお問い合わせください。

	課税限度額	
	H27年度	H28年度
医療分	52万円	54万円
支援分	17万円	19万円
介護分	16万円	16万円

【お問い合わせ】国民健康保険課 **☎973-3202**